第 25 回 H2&FC EXPO 静岡県ブース設営等業務委託 公募型企画提案募集要項

1 趣旨

県内企業の水素関連の技術を広くPRし、国内外の水素関連企業との新たなビジネスマッチングを目指し、水素・燃料電池の国際展示会「第25回H2&FC EXPO」に出展する。出展にあたっては、山梨県と隣接するブースを確保し、両県連携をPRして集客力の向上を図る。

2 公告

令和7年10月27日(月)に静岡県ホームページに掲載

3 業務の概要

- (1) 業務内容
 - ア 委託業務名

第 25 回 H2&FC EXPO 静岡県ブース設営等業務委託

イ 内容

別添「第25回 H2&FC EXPO 静岡県ブース設営等業務委託仕様書」のとおり

(2) 履行期間

履行期間は契約締結の日から令和8年3月23日(月)までを予定

(3) 委託料上限額

5,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 担当部局及び連絡先(窓口)

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

T E L 054-221-2949 F A X 054-221-2698

電子メール energy@pref. shizuoka. lg. jp

5 応募資格

次の掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における競争入札参加資格の認定を受けている者。
- (3) 参加表明書(企画提案書)の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」 という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の 者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又 は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 応募方法

(1) 日程

質問票の回答 令和7年11月 6日(木)

参加表明書・企画提案書の提出期限 令和7年11月12日(水)午後5時

※応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 参加表明書、企画提案書の提出

本企画提案方式に参加を希望する者は、次により参加表明書、企画提案書を提出すること。

ア 提出期間

令和7年10月27日(月)午前9時から令和7年11月12日(水)午後5時まで

イ 提出方法

4に示す窓口に電子メールにて提出すること。

- ・電話で着信を確認すること
- ・使用可能なソフトは、ワード、エクセル、パワーポイント又は PDF ファイルとする。
- ウ 提出内容
 - ・参加表明書(様式1号)・企画提案書(任意様式)・金額内訳書(任意様式)1部

(3) 本募集要項等についての質問の受付及び回答

質問は、質問書(様式2号)により行うものとする。質問に対する回答書は、質問書を 受理した日から2日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 質問書受付期間

令和7年10月27日(月)午前9時から令和7年11月4日(火)午後5時まで

イ 質問書提出先

4に示す窓口

電子メール (メール送信の旨を窓口へ連絡すること。)

ウ 回答書閲覧期間

回答した日から令和7年11月12日(水)まで(ただし、窓口での閲覧は午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

工 回答書閲覧場所

4に示す窓口で閲覧するほか、静岡県エネルギー政策課ホームページに掲載する。 エネルギー政策課ホームページ

https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/energy/index.html

7 審査の実施

企画提案書の内容等について、次のとおりヒアリングを実施し、企画提案書の評価を行う。

(1) 書面審査(応募多数の場合)

ア 実施方法等

6者以上から企画提案書が提出された場合、エネルギー政策課は提出された企画提案 書に対して書面審査を行い、プレゼンテーション参加者5者を選定する。

選定された者にはその旨及びプレゼンテーションの実施について、選定されなかった者にはその旨について、電子メールにより令和7年11月14日(金)までに通知する。

イ 非選定に関する事項

- ① 選定されなかった者は、非選定通知の日の翌日から7日以内(土曜、日曜及び祝日を除く。)に書面(書式自由)により、担当部局に対し、非選定理由について説明を求めることができる。
- ② 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(2) プレゼンテーション

企画提案の内容について、企画提案書を提出した者(6者以上の場合は(1)により選定された者)によりプレゼンテーションを実施する。

委員の採点結果により、基準点(満点に対する60%)を超える者の中から、総合得点が 最も高い者を随意契約の相手方となる候補者として選定する。

WEB 形式 (Zoom を予定) での開催を予定しているが、実施日時を含め、詳細は別途通知する。

ア 実施日

令和7年11月19日(水)(予定)

- イ ヒアリング事項
 - ・企画提案書の内容について説明
 - 質疑応答

8 評価項目

書面審査

	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	展示会等のブース設営に係る業務について十分な実績を 有しているか。	10
2	実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整い、能力 を有した人材を確保しているか。	5
3	提案内容	提案内容が的確で効果が見込めるか。	10
4	経費適正	予算の積算内訳が適切か。	5
		合計	30

プレゼンテーション

	評価項目	評価基準	配点
1	業務実績	展示会等のブース設営に係る業務について十分な実績を 有しているか。	5
2	実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整い、能力 を有した人材を確保しているか。	5
3	デザイン性	来場者への視認性が高く、共同出展者の一体感が演出されているか。	15
4	機能性	共同出展者の使い勝手(出展者・来場者の導線や展示台・ 収納スペースのサイズ等)がよいか。	10
5	独自性	集客を図るための独自の工夫があるか。	10
6	経費適正	予算の積算内訳が適切か。	5
		合計	50

9 選定結果

選定結果については、すべての企画提案者に通知する。

10 契約方法

静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、契約を締結する。

11 その他

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは原則 11 ポイント以上とする。
- (2) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。
 - ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案は、1者につき1案とする。
- (4) 企画提案書の作成及び提出、ヒアリングに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (6) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7)提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その 他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維 持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (8) 提出された書類は、静岡県情報公開条例(平成12年10月27日条例第58号)に基づく情報公開の対象となる。